

2018年度税制改正のご案内(事業承継編)

～事業承継税制(納税猶予制度)の特例措置が創設されました～

2018年度税制改正では、事業承継税制について、これまでの措置(一般措置)に加え、10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(総株式数の最大3分の2まで)の撤廃や、納税猶予割合の引上げ(80%から100%)等がされた特例措置が創設されました。

改正のポイント

- ◆ 10年間に限り事業承継税制を抜本的に拡充
 - ①対象株式数・猶予割合の拡大
 - ②対象者の拡大
 - ③雇用要件の弾力化
 - ④新たな減免制度の創設
 - ⑤相続時精算課税制度(注)の適用範囲の拡大
- (注) 納税猶予制度と相続時精算課税制度を併用した場合のみが対象



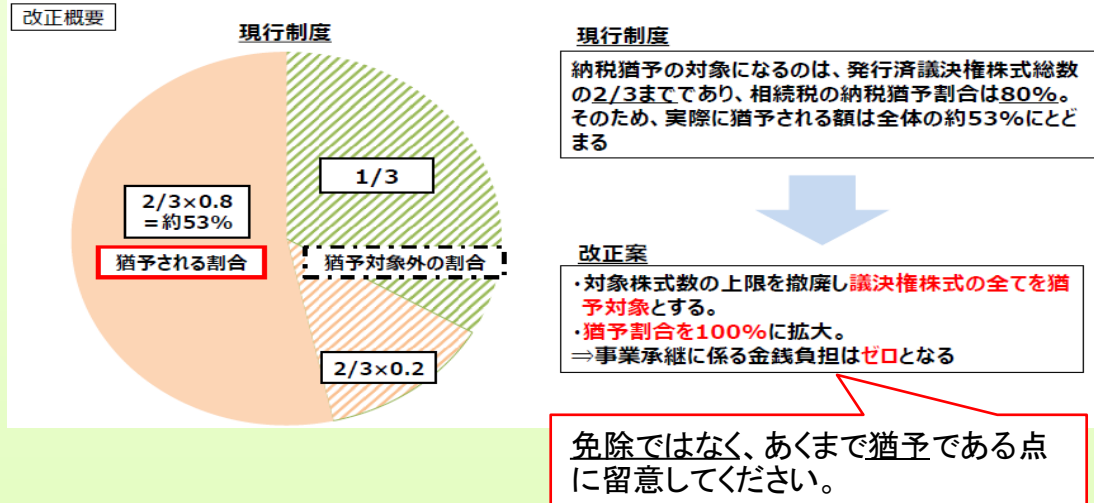
◆事業承継税制の特例制度の創設

10年間(2018/1/1～2027/12/31)の間に贈与・相続を行う者を対象とし、抜本的に拡充されました。

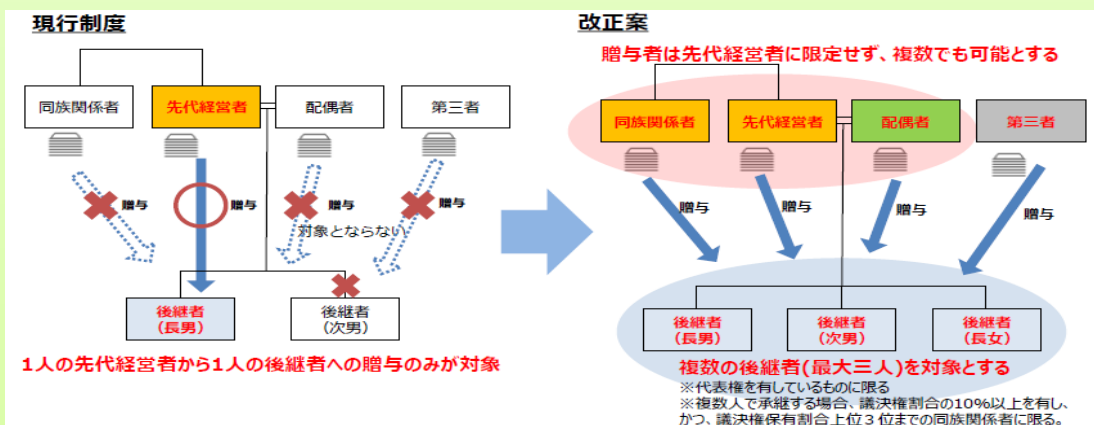
(別途、2018/4/1～2023/3/31までの間に会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した特例承継計画の提出が必要)

⇒事業承継税制(納税猶予制度)がより使いやすくなる改正となりました。

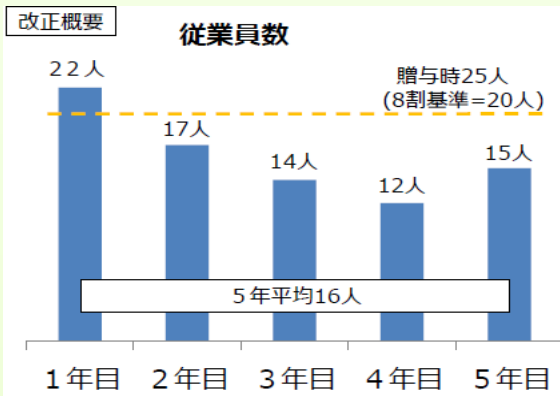
①対象株式数・猶予割合の拡大



②対象者の拡大



③雇用要件の緩和



現行制度

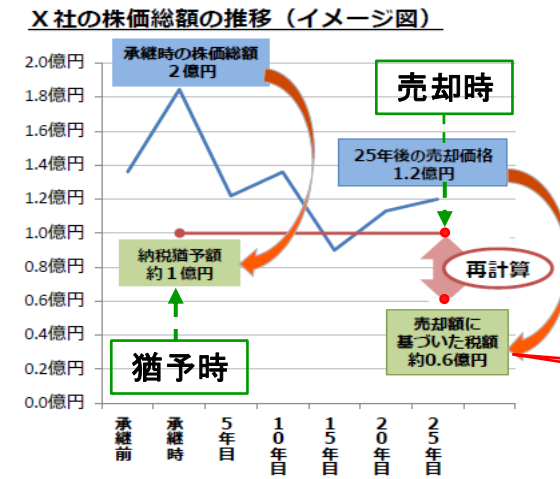
5年間の雇用平均が8割未達の場合、猶予された税額を全額納付



改正案

5年間の雇用平均が8割未達でも**猶予は継続**
 ※5年平均8割を満たせなかった場合には理由報告が必要。
 経営悪化が原因である場合等には、認定支援期間による指導助言の必要

④新たな減免制度の創設



現行制度

事業承継時の株価を元に贈与税額・相続税額を算定し、猶予取消しとなった場合には、その贈与税額・相続税額を納税する必要がある



改正案

経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、事業承継時の価額と差額が生じているときは、売却・廃業時の株価を基に**納税額を再計算**し、減免可能とすることで**将来不安を軽減**

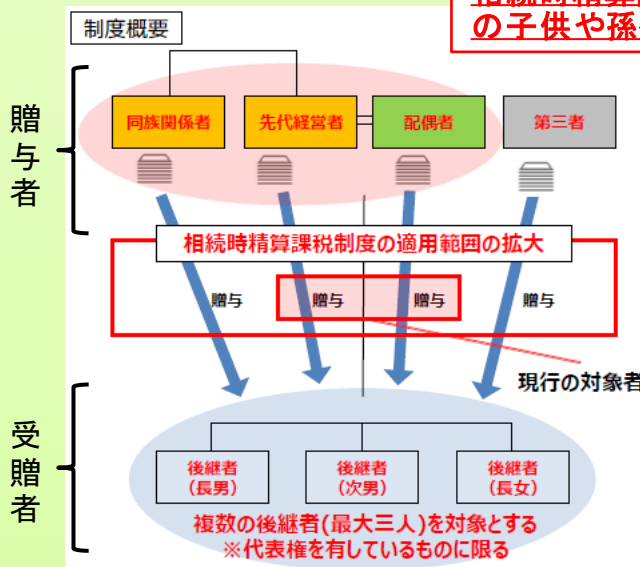
差額の0.4億円(=1億円-0.6億円)は免除となります。

⑤相続時精算課税制度の適用範囲の拡大

⇒納税猶予制度と相続時精算課税制度を併用した場合にのみ、相続時精算課税制度を適用できる贈与者の範囲が拡大されました。

(=贈与者と受贈者の関係が、直系以外の場合又は血縁関係がない場合でも、相続時精算課税制度を使い猶予税額が計算可能)

相続時精算課税制度を単独で利用する場合は、引き続き直系の子供や孫への贈与のみが対象となります。



現行制度

60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫への贈与が相続時精算課税制度の対象



改正案

現行制度に加えて、事業承継税制の適用を受ける場合には、60歳以上の贈与者から、20歳以上の後継者への贈与を相続時精算課税制度の対象とする。(贈与者の子や孫でない場合でも適用可能。)